

委員会提出議案第3号

さぬき市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月20日

提出者 議会運営委員長 松原 壯典

## さぬき市議会委員会条例の一部を改正する条例

さぬき市議会委員会条例（平成14年さぬき市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「7人」を「6人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出されたさぬき市議会議員の任期起算日から施行する。

## さぬき市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条（略） （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）建設経済常任委員会 <u>6人</u></p> <p>ア・イ（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>第3条～第31条（略）</p>	<p>第1条（略） （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）建設経済常任委員会 <u>7人</u></p> <p>ア・イ（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>第3条～第31条（略）</p>